令和三年

水 曜 日

号外第九号

三月三十一 日

### 目 次

### 条 例

○山梨県県税条例等の一部を改正する条例………………………………………………………………

## 条例のあらまし

# 山梨県県税条例等の一部を改正する条例(条例第二十六号)

(税務課

- 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
- 県民税額から控除する。 三年間とする特例の適用期限の延長等)の対象者についても、適用年の各年におい 個人県民税について、所得税の住宅ローン控除の改正による措置(控除期間を十 所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人
- 二月三十一日までに取得したものを対象とする。 に、税率を一パーセント分軽減する特例措置の適用期限を九月延長し、令和三年十 自動車税環境性能割について、新たな燃費基準のもとで税率区分を見直すととも
- 上で二年延長し、令和三年度及び令和四年度に取得したものを対象とする。 自動車税種別割について、グリーン化特例の燃費基準による適用区分を除外した
- (<u>[][</u>]) (本則四パーセント)とする特例措置を三年延長する等の改正を行う。 不動産取得税について、住宅の取得及び土地の取得に対する税率を三パーセント
- (£i.) 軽油引取税について、課税免除の特例措置を三年延長する。
- 2 この条例は、一部を除き、 令和三年四月一日から施行することとした。

### 条 例

山梨県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

## 山梨県条例第二十六号

Ш

梨

県

公

報

号 外

第九号

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長

崎

幸 太

郎

山梨県県税条例等の一部を改正する条例

(山梨県県税条例の一部改正)

第一条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正

第二十八条の六第一項第一号中「本条」を「この条」に改める。

第六項中「記名押印」を「自己の氏名又は名称を記載」に改める。 第百十三条の七第三項中「記名押印」を「その氏名又は名称を記載」に改め、 同条

エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、 同項第四号イ②中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準 十」を「百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。 第百十四条の三第一項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改め、 「百分の百

第百十四条の七において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。) 以上であること。 各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の

に次のように加える。 百二十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロ 第百十四条の三第一項第四号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

を 度基準エネルギー消費効率」に改め、同号中ホをへとし、同号ニ②中「百分の百十」 二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年 費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「又はトラック」を削り、同号ホ②中「平成 エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消 して定められたもの(以下この条及び第百十四条の七において「平成二十七年度基準 ルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものと 第百十四条の三第一項第四号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ2中「基準エネ 「百分の百十五」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、 次のいずれにも該当するも

- ので府令で定めるもの 次のいずれかに該当すること。
- 超えないこと。 が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

- いう。)に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。 及び第百十四条の七において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」と降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以
- 第百十四条の三第一項第四号に次のように加える。
- れにも該当するもので府令で定めるものトー東両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいず
- 次のいずれかに該当すること。
- 超えないこと。
  が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一をが平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量
- 二十を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百

次のように加える。 百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号イに百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の第百十四条の三第一項第五号イ⑵中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の

い。 (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

に次のように加える。 百二十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロ百二十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の第百十四条の三第一項第五号ロ②中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の

い。 (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

第百十四条の三第一項第六号イを次のように改める。

- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
- (以下この号及び第百十四条の七において「平成三十年軽油軽中量車基準」適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの⑴ 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に

- に適合すること。
  及び第百十四条の七において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)をものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(以下この号という。)又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべ
- と。 3)エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

る。 の百十」を「百分の百十五」に改め、同号中口をハとし、イの次に次のように加え「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号中ハをニとし、同号口②中「百②中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を第百十四条の三第一項第六号ニを削り、同号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ

- 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合す
- 五を乗じて得た数値以上であること。 2 エネルギー消費効率に百分の八十

百十五」を「百分の百二十」に改め、同号に次のように加える。軽油重量車基準」を「平成二十一年軽油軽中量車基準」に改め、同号ホ(2)中「百分の「二・五トンを超え三・五トン以下のトラック」に改め、同号ホ(1)中「平成二十一年第百十四条の三第一項第六号ホ中「三・五トンを超えるバス又はトラック」を

- 該当するもので府令で定めるものへの車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも
- 次のいずれかに該当すること。
- (車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適項第三号ニ(1);において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適安基準で府令で定めるもの(第百十四条の七第一項第三号ホ(1);及び第二安基準で府令で定めるもの(第百十四条の七第一項第三号ホ(1);及び第二字手件十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保 (車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成 (車両総重送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日)
- 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日

分の九を超えないこと。 (車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日) (車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)

十を乗じて得た数値以上であること。
(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百

十四半13年度基準エネル平成二十二年度基準エネル	<ul><li>一消費効率に百分の八十五</li><li>令和十二年度基準エネルギ</li></ul>	第 四 号 口 (2)
十を乗じて得た数値平成二十二年度基準エネル	基準エネルギー消費効率で あつて令和二年度以降の各 年度において適用されるべ きものとして定められたも の(以下この条及び第百十 四条の七において「令和二 年度基準エネルギー消費効 率」という。)	第 四 号 (3)
平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百六十二	令和十二年度以降の各年度 において適用されるべきも のとして定められたもの (以下この条及び第百十四 条の七において「令和十二 年度基準エネルギー消費効 率」という。)に百分の七	第 四 号 (2)

	第 四 号 二 (2) (2)	第四号口(3)
あつて平成二十七年度以降 の各年度において適用され るべきものとして定められ たもの(以下この条及び第 百十四条の七において「平 成二十七年度基準エネルギ ー消費効率」という。)に	基準エネルギー消費効率で 消費効率に百分の百五 消費効率に百分の百五	消費効率
十七十七十七十七十七十七十七十十七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	平成二十二年度基準エネル平成二十二年度基準エネル平成二十二年度基準エネル	十を乗じて得た数値ギー消費効率に百分の百五平成二十二年度基準エネル

第百十四条の三第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項(第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及び口に係る部分に限る。)のとする。

(以下この条及び第百十四   分の百九   のとして定められたもの として定められたもの として定められたものに百年2   令和十二年度以降の各年度   令和二年度以降の各年度に					
				第四号イ(2)	
 分の百九   分の百九   分の百九   分の百九   分の百九   のに百 のに百 のの百 のに百 のの百 のの百 のの百 のの百	(以下この条及び第百十四	のとして定められたもの	において適用されるべきも	令和十二年度以降の各年度	
	分の百九	として定められたものに百	おいて適用されるべきもの	令和二年度以降の各年度に	

Ш

梨

県

第六号イ2 ー消費効率に百分の七十五		第五号ロ(2) 一消費効率に百分の八十五	第五号イ(2) 一消費効率に百分の七十五	第四号ロ(2) 一消費効率に百分の八十五	キ五 率」という。)に百分の七 本度基準エネルギー消費効 をの七において「令和十二
	-五 消費効率に百分の百九ペギ 令和二年度基準エネルギー	-五 消費効率に百分の百二十三ルギ 令和二年度基準エネルギー	-五 消費効率に百分の百九ルギ 令和二年度基準エネルギー	-五 消費効率に百分の百二十三ルギ 令和二年度基準エネルギー	

効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。 イ②中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費 第百十四条の七第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

次のように加える。 百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、 第百十四条の七第一項第一号ロ2中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の 同号口に

(3)エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

準エネルギー消費効率」に改め、同号ホ2中「百分の百十」を「百分の百十五」に改 七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基 第百十四条の七第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ2中「平成二十 同号中ホをへとし、 同号二②中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、

ニをホとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、 ので府令で定めるもの 次のいずれにも該当するも
- 次のいずれかに該当すること。
- 超えないこと。 が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量
- 超えないこと。 が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量
- 二十を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百

和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、 イに次のように加える。 第百十四条の七第一項第二号イ2中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

次のように加える。 百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、 第百十四条の七第一項第二号ロ2中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の 同号口に

エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

十」を「百分の百十五」に改め、同号中口を二とし、同号イ②中「百分の百五」を 「百分の百十」に改め、同号中イをハとし、ハの前に次のように加える。 第百十四条の七第一項第三号ニを削り、同号中ハをホとし、同号ロ②中「百分の百

- 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
- ること。 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合す
- 五を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ
- (1)自家用の乗用車のうち、 次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
- 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合す

Ш

梨

県

公

報号外

第九号

令和三年三月三十一日

ع کے کے

- 五を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率に百分の七十 (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十
- と。 (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

のように加える。百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の「営業用の」を削り、同号イ②中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の「営業用の」を削え、同項第一号イ中第百十四条の七第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中

3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

こ、「由がく目動車(毎月車に長ら。)))ら、てついずしにも抜着にもので活の改め、同号中ホをニとし、同項第二号を次のように改める。数値以上」に改め、同号中ニをハとし、同号ニ②中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た五」に改め、同号中ハを口とし、同号ニ②中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た第百十四条の七第二項第一号口を削り、同号ハ②中「百分の百十」を「百分の百十

- 次のいずれかに該当すること。
- ないこと。 
  平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えい 
  平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が
- ないこと。 平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超え② 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が② 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が
- 乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率に百分の六十を

る。 百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号中イを口とし、口の前に次のように加え百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号中口をハとし、同号イ②中「以上」を「に百分の五」を「百分の百十」に改め、同号中ロをハとし、同号口(2中「百分の百第百十四条の七第二項第三号ニを削り、同号中ハをニとし、同号口②中「百分の百)、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合す

- を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率に百分の六十 (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十
- い。 (1) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

る。 号イからハまで」を「第二項(第一号イ及びロ」に改め、同項の表を次のように改め号イからハまで」を「第二項(第一項(第一号イからハまで」を「第一項(第一号イからニまで」に、「第二項(第一第百十四条の七第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第

第一				
	び第 ハー (2) 項	第一	第一	第一一
項第	第	項第	項第	項第
第一項第一号二(2)	一 号 口 (3) 及	項第一号 <sub>口</sub> (2)	第一項第一号イ(3)	第一項第一号イ(2)
ギー消費効率に百分の百二平成二十七年度基準エネル	消費効率	- 消費効率に百分の七十五令和十二年度基準エネルギ	消費効率	- 消費効率に百分の六十五
ギー消費効率に百分の百五平成二十二年度基準エネル	ギー消費効率に百分の百五円二年度基準エネルー	ギー消費効率に百分の百六平成二十二年度基準エネル	十を乗じて得た数値平成二十二年度基準エネル平成二十二年度	第百十四条の三第二項に規定する基準エネルギー消費 対率であつて平成二十二 年度以降の各年度において 定められたもの(以下この 号及び次項第一号において 「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」とい う。)に百分の百四十一

Щ

梨 県 公

報 号

		,	
第二項第一号口(2)	第二項第一号イ(3)	第二項第一号イ(2)	
五ギー消費効率に百分の百十平成二十七年度基準エネル	消費効率	ー消費効率に百分の六十	+
十四半ー消費効率に百分の百四平成二十二年度基準エネル	十を乗じて得た数値 ギー消費効率に百分の百五 平成二十二年度基準エネル	ギー消費効率に百分の百三平成二十二年度基準エネル	+

第百十四条の七に次の一項を加える。

5 第一項 げる字句に読み替えるものとする。 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、 び第二項 (第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。) の規定は、令和二 (第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。) 及

令和二年度基準エネルギー	令和十二年度基準エネルギ	第一項第三号イ(2)
消費効率に百分の百九令和二年度基準エネルギー	<ul><li>一消費効率に百分の七十五</li><li>令和十二年度基準エネルギ</li></ul>	第一項第二号ロ(2)
消費効率に百分の九十四令和二年度基準エネルギー	<ul><li>一消費効率に百分の六十五</li><li>令和十二年度基準エネルギ</li></ul>	第一項第二号イ(2)
消費効率に百分の百九	<ul><li>一消費効率に百分の七十五</li><li>一消費効率に百分の七十五</li></ul>	第一項第一号口(2)
消費効率に百分の九十四	<ul><li>一消費効率に百分の六十五</li><li>令和十二年度基準エネルギ</li></ul>	第一項第一号イ(2)

消費効率に百分の八十七	ー消費効率に百分の六十	イ(2) 第二号ロ及び第三号 第二項第一号イ(2)、
消費効率に百分の百九	- 消費効率に百分の七十五	第一項第三号口(2)
消費効率に百分の九十四	ー消費効率に百分の六十五	

「令和五年三月三十一日」に改める。 附則第十条の二第一項、 第三項、第四項及び第六項中「令和三年三月三十一日」を

十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。 附則第十条の三第一項並びに附則第十条の五第一項及び第三項中「令和三年三月三

に改め、 の二項を加える。 を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条に次 「若しくは第三号ロ(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)」 附則第十二条の五第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」 同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五号」を、 「第二号ロ」の下に

3 四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十四条第 イ及び口に掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和三年 六において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車(同号 いう。) 又は同号イ⑴に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準 (附則第十二条の 軽油軽中量車基準(附則第十二条の六において「平成三十年軽油軽中量車基準」と 条の六において「軽油自動車」という。)のうち、同号イ(1)に規定する平成三十年 第百十四条の三第一項第六号に規定する軽油自動車 項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。 (以下この条及び附則第十二

税の環境性能割を課することができない。 日までの間に行われたときに限り、第百十四条第一項の規定にかかわらず、自動車 車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一 第百十四条の七第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動

の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に 「又は第五項」を加える。 附則第十二条の五の二第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項

附則第十二条の五の四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十

— 日 一日」に改め、同項第一号中「令和二年度」に改め、同条第二項中一日」に改め、同項第一号中「令和二年度」に改め、同条第四項を次のように改める。

突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全 り平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物と る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの(次項に ための装置(以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。)に係 めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同 及び第六項において同じ。)が八トンを超え二十トン以下のトラック(府令で定 る安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第六項において「側方衝突警報 和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対す 安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの(次項におい めの装置(以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保 用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るた る保安基準」という。)、同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適 上の技術基準で府令で定めるもの(次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係 の衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「衝 おいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条第一項の規定によ 適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図る じ。)であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に て「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)及び同条第一項の規定により令 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項 (第六項において )に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令 「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。

> こする。 「という。)」とあるのは、「という。)から五百二十五万円を控除して得た額」は、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の六の規定の適用について置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの(府令で定めるものに限いずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装

での間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」 の種別割(法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に 規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同条第二 三月二十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。 のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラック」を「車 ら令和三年三月三十一日まで」を「当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで」 対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成三十一年四月 一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税 め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、 ンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日)」を「令和五年 方衝突警報装置を」に、「令和二年十月三十一日(バス等及び車両総重量が三・五ト 安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側 両総重量が八トンを超えるトラック(府令で定める被けん引自動車を除く。)」に、 第六項を削り、同条第七項中「バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下 に改め、同項第一号中「バス等」を「乗用車 きに限り、 当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたと 一日(自家用の乗用車にあつては、 る年度」に改め、同項第二号中「第百十四条の三第一項第六号に規定する軽油自動車 一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「もの」を「もの 「もの」を「もの 「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保 (次項第六号において「軽油自動車」という。) 」を「軽油自動車」に、「平成二十 「以下この条」に、「令和元年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改 (府令で定めるものに限る。)(次号において「バス等」という。)」に改め、 附則第十二条の六第一項中「次項第一号」を「以下この条」に、「次項第二号」を 附則第十二条の五の四第五項中「第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては 第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日か 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属す (自家用の乗用車を除く。) が平成三十年四月一日から平成三十 令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日ま (府令で定めるものに限る。)又はバス 初回新

Ш

号から第三号まで」に改め、同条に次の二項を加える。 は令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、 は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限 規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「、当該自動車(自家用の乗用車を除 号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号」を「平成三十年石油ガス軽中 基準(以下この条」に、「同条第一項第四号イ②」を「同号イ③」に改め、同項第五 項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号」を「平成三十年ガソリ 項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。)」を加え、「同号ロ」を 四十一条第一項」に改め、 条」に改め、同条第四項中「第二項(第四号及び第五号を除く。)」を「第二項第一 和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合に る。)に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日(自家用の乗用車にあつては、令 を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第百七十七条の十第一項又 く。)が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録 及び「同号イに規定する」を削り、同条第三項中「掲げる自動車」の下に「(前項の 成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二項」を「平成十七年石油ガス軽中量車基準 量車基準(以下この条」に、 ン軽中量車基準(以下この条」に、「同条第一項第四号イ⑴※」を「同号イ⑴※ (以下この条」に改め、同項第六号中「第百十四条の三第一項第六号イに規定する」 「同条第一項第二号ロ」に改め、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同 「平成十七年ガソリン軽中量基準(次項第一号」を「平成十七年ガソリン軽中量 「第百十六条の」 を「同条の」に改め、 「排出ガス保安基準で府令で定めるもの」の下に「(第五 「同条第一項第五号イ(1)!ii」を「同号イ(1)!ii」に、 同項第二号中「第四十一条」を 「第百七十七条の七」を「同 平

る字句とする。 立次に掲げる自動車(自家用の乗用車を除く。)に対する第百十六条第一項及び第 の下間に掲げる方との適用については、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回 に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回 に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和四年度分の自動車税の種別割 に限り、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三 に限り、当該自動車(自家用の乗用車を除く。)に対する第百十六条第一項及び第

### 電気自動車

ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので府令で定めるも十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二

- 三 第百十四条の三第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車
- 四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量がで府令で定めるもの
- 経油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平式三十年経油経中量車基準本ネルギー消費効率以上のもので府令で定めるものの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度の又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化成三十年石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平
- つ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので府令で定めるもの率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上か又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成三十年軽油軽中量車基準
- 6 次に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 
  「は令和四年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月に対する第百十六条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
- ので府令で定めるものので府令で定めるものので府令で定めるものに、宝素酸化物の値の二分の一年度基準エネルギー消費効率以上のものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百ものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量ががリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基
- 準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が一 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基

ので府令で定めるものので府令で定めるものので府令で定めるものであって、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のも平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えない

消費効率以上のもので府令で定めるものギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネル三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量

附則第十二条の二十五に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特別法第2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症と、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症と、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症と、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症と、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特別法第

(山梨県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。 第二条 山梨県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年山梨県条例第六十一

とし、第七項及び第八項」に改める。正規定中「第四項から第八項まで」を「中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項正規定中「第四項から第八項まで」を「中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項を削る改

### 附則

(施行期日)

の日から施行する。 第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布

(不動産取得税に関する経過措置)

う。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」第二条 第一条の規定による改正後の山梨県県税条例(次条において「新条例」とい

Ш

梨

県

公報号外

第九号

令和三年三月三十一日

(自動車税に関する経過措置) 日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。という。) 以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行

2

発行者	山梨
山梨県	梨県公報号外
甲府市丸の内	外第九号
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和三年三月三十一日
印刷所	三十一日
常所 株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
番	
	10